

## 香美市木材住宅支援事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この告示は、「香美市産木材」を使用して木造住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で香美市木材住宅支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、香美市の持続的な森林整備を進めるとともに、林業・製材業・建築業等、市内木材関連産業の活性化及び香美市への定住を促すことを目的とする。

### （香美市産木材の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 香美市産木材 こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条第1号に適合する木材であり、かつ、香美市内で伐採されたもので、登録業者が市産材であることを証明した書面のあるものをいう。
- (2) 登録業者 市産材を取り扱い、又は販売する者の中で、市長が適当と認め、登録したものをいう。

### （対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、香美市内に建築される木造住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。以下「取得者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 取得者及びその同一世帯全員が、市町村税等を滞納していないこと。
- (2) 完成後は速やかに入居し、10年以上、自己が居住する住宅として使用すること。

### （対象住宅）

第4条 補助金の対象となる住宅は、次の各号に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 香美市産木材を用い、香美市内に新築又は増改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）する木造住宅で、県要綱における積上補助タイプの補助対象となる住宅であること。
- (2) 公共下水道供用区域内及び農業集落排水供用区域内においては、便所を含む生活雑排水は全て污水管に接続し、他の地域においては、基本的に合併処理浄化槽を設置すること。

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、県要綱で定める「基本部位」及び「その他の部位」に係る香美市産木材の使用材積の和（20立方メートルを上限とする。）に、別表に定める区分に応じた上限額の範囲内で、1立方メートルあたりの単価を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内及び市外で製材された香美市産木材が混在している場合、別表に定める上限額の範囲内で、各々の材積に1立方メートルあたりの単価を乗じて得た額の和（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、使用する香美市産材の使用材積の和が20立方メートルを超える場合、その超える部分を市外で製材された木材の材積から減じてから、別表に定める上限額の範囲内で、各々の材積に1立方メートルあたりの単価を乗じて得た額の和（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- (2) 前項及び前号の規定により算出した補助金の額と「こうちの木の住まいづくり助成事業費補

助金」との合計額が、補助対象住宅建築に係る県内産乾燥木材購入費を超える場合 その超える部分を当該補助金の額から減じて得た額（１，０００円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、３月１日（その日が香美市の休日を定める条例（平成１８年香美市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の休日以外の日とする。）までに、市長に提出しなければならない。

- （１） 「こうちの木に住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書」の写し（平成２７年４月１日以降に受理されたもの）
  - （２） 県内産乾燥木材購入費と県・市の補助金の内容が確認できる内訳書（様式第２の２号）
  - （３） 建築現場位置図（様式第３号）
  - （４） 請負契約書の写し
  - （５） 審査機関を経過した「排水設備等計画確認申請書」又は「浄化槽設置届出書」の写し
  - （６） 世帯全員の香美市の市税の滞納のない証明書
  - （７） その他市長が必要とする書類
- ２ 市長は予算の円滑かつ計画的な執行を図る観点から、前項の申請書の提出について調整するため、当該年度の所定の時期までに補助金交付予約申込書（様式第１号）を提出させることができる。

（補助金の交付決定及び納材証明書の提出）

- 第７条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。
- ２ 交付の決定は、補助金交付申請書を受理した順番による先着順とし、当該年度の予算の範囲内で順次行うものとする。
  - ３ 申請者は第１項の通知を受け、納材がされたとき、速やかに香美市産木材納材証明書（様式第５号、様式第５の２号。以下「納材証明書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

- 第８条 申請者は、第６条の規定により行った申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。
- ２ 市長は、既に前条に規定する交付決定が行われた場合において、前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該交付決定をなかったものとみなす。

（補助金変更申請）

- 第９条 前条により交付決定した内容に、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、補助金変更交付申請書（様式第７号）に、第６条各号に規定する書類のうち必要な書類を添えて、３月１０日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日とする。）までに、市長に新たに提出しなければならない。
- ２ 前項の変更を必要とする事項は、交付額の増額及び２０パーセントを越える減額に該当する場合とする。

（補助金交付変更決定）

第 10 条 市長は、前条に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を変更し、申請者に対し補助金交付変更決定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 申請者は前項の通知を受け、納材がされたとき、速やかに納材証明書を市長に新たに提出すること。

（実績報告）

第 11 条 取得者は工事の引渡しを受けた日から 60 日以内（「こうちの木の住まいづくり助成事業」交付決定通知日がある場合は、その通知日から 10 日以内）又は当該年度の 3 月 15 日（その日が休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日とする。）のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

(1) 「こうちの木の住まいづくり助成事業費交付決定通知書」の写し

(2) 「こうちの木の住まいづくり助成事業費」に提出した木材使用明細兼合法木材証明書（基本部位、その他部位）の写し

(3) 完成写真（外観全景）

(4) その他市長が必要とする書類

2 市長は、完了検査で合格を確認後、補助金確定通知書（様式第 10 号）を取得者に通知する。

（補助金の請求）

第 12 条 前条の補助金確定通知書を受けた取得者は、補助金精算交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出する。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金精算交付請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは、その一部を返還させることができる。

(1) この告示に規定する条件に対し違反があると市長が認めたとき。ただし、第 3 条第 2 号の規定において、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(2) 補助事業の施行方法が不相当であると市長が認めたとき。

(3) 事業の施行について不正行為があると市長が認めたとき。

(4) その他、本事業の目的に反する行為があると市長が認めたとき。

（登録業者）

第 15 条 登録業者になることを希望する者は、登録業者申請書（様式第 12 号）に次の各号に定める市産材の取扱いを定めた書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市産材を置く場所

(2) 市産材と確認する方法

(3) その他必要と認められる事項（市税・使用料金等を滞納していない証明を含む）

2 市長は、前項の規定による申請が提出された場合、これを審査し、適当と認めた場合には、登

録業者として登録し、登録業者証（様式第13号）を交付するものとする。

（納材証明書の発行）

第16条 登録業者が、納材証明書を発行するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 納材証明書を発行する市産材は原木市場を経由したものに限ること。
- （2） 登録業者は、市産材とともに自らが発行する納材証明書と原木市場が発行する納材証明書を添付して、登録業者又は建築業者等に引き渡すものとする。

（登録業者の責務）

第17条 登録業者は、この制度の目的を理解し、告示及びその他市長が定める規程等を遵守しなければならない。

- 2 登録業者は、自らの責任において市産材が他の材と混同しないよう取り扱い、市産材としての信頼性を確保しなければならない。
- 3 登録業者は、自らが発行した納材証明書の内容について責を負うものとする。
- 4 登録業者は、市産材の円滑な流通を確保するため、市産材の安定的な生産と供給に努めなければならない。
- 5 登録業者は、市長が行う検査を正当な理由なく拒むことができない。また、市長の指示、指導に従わなければならない。

（登録の取消）

第18条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- （1） 登録業者から登録取消しの申出があった場合
  - （2） 登録業者が市産材の取扱いを中止した場合
  - （3） 申請書の記載事項に虚偽があった場合
  - （4） 制度の信用を失墜させる行為があった場合
  - （5） その他、市が定めた規程等を遵守しない場合又は市の指示、指導に従わない場合
- 2 市長は、前項による登録の取消しを行った場合はその旨を公表することができる。
- 3 市長は、第1項による登録の取消しを行った場合、その取消しの日から起算して、1年間は当該者の再登録を行わないものとする。

（登録業者の公表）

第19条 市は、登録業者の名称及び市産材に関する情報等を公表するものとする。

（市の補助金等の併給）

第20条 香美市の補助金等のうち、香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成18年香美市訓令第52号）による補助金、香美市水洗便所改造資金利子補給規則（平成18年香美市規則第141号）による利子補給及び香美市子育て世帯新築住宅取得補助金（令和2年香美市告示第37号）については、併給を妨げない。

（代理者）

第21条 補助金の交付を受けようとする者が、第6条に規定する申請の手続きを自ら行わない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士若しくは行政書士法人（以下「代理者」という。）に対してこれらの手続きの代理を委任することができる。

- 2 前項の規定により委任を受けた代理者は、委任状（様式第14号）を提出しなければならない。

- 3 代理者は、委任された手続きを誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代理を通じ補助金の交付を受けようとする者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により取り扱うものとする。
- 4 市長は、代理者が虚偽の申請を行う等委任された手続きにおいて不正を行った疑いがある場合は必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該代理者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、補助金に係る手続きの代理を認めないことができるものとする。

（補則）

第 22 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度から令和 8 年度までの補助金について適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 1 日告示第 95 号）

この告示は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 29 日告示第 139 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 7 月 29 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 54 号）

この告示は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 69-6 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 3 日告示第 100 号）

この告示は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 27 日告示第 67 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 70 号）

この告示は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日告示第 62 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日告示第 75 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 37 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日告示第 73-2 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 9 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日告示第 61 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 8 月 3 日告示第 142 号）

この告示は、令和 4 年 8 月 3 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日告示第 50 号）

この告示は、令和 5 年 3 月 22 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 8 月 29 日告示第 156 号）

この告示は、令和 6 年 8 月 29 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 9 月 10 日告示第 163 号）

この告示は、令和 6 年 9 月 10 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 11 月 18 日告示第 200 号）

この告示は、令和 6 年 11 月 18 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日告示第 63 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（単位：円）

| 区分（施工業者等） |                                | 使用する香美市産木材     |           |                |           |                                         |                                      |
|-----------|--------------------------------|----------------|-----------|----------------|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
|           |                                | 香美市内で製材されたもの   |           | 香美市外で製材されたもの   |           | 市内で製材された木材が全体の 50%以上を占める場合<br>（小数点以下切捨） | 市内で製材された木材が全体の 50%未満の場合<br>（小数点以下切捨） |
|           |                                | 1 立方メートルあたりの単価 | 上限額       | 1 立方メートルあたりの単価 | 上限額       |                                         |                                      |
| (1)       | 香美市内に本社・本店が存在する大工・工務店等         | 100,000        | 2,000,000 | 75,000         | 1,500,000 | 2,000,000                               | 1,500,000                            |
| (2)       | 香美市内に職員が常駐する支店・営業所が存在する大工・工務店等 | 100,000        | 1,500,000 | 75,000         | 1,000,000 | 1,500,000                               | 1,000,000                            |
| (3)       | 香美市外の大工・工務店等                   | 100,000        | 1,000,000 | 75,000         | 500,000   | 1,000,000                               | 500,000                              |